

総合口座取引規定 新旧対照

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p><b>2 1. (未利用口座管理手数料)</b></p> <p>(1) <u>2021年1月4日以降に開設したこの預金口座</u>において、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れ（当該口座の利息組入れを除く）、払戻し（未利用口座管理手数料の払戻しを除く）がない口座を未利用口座として、当組合が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 以下省略</p> <p>※規定最終行に記載する日付 (令和4年11月1日)</p> | <p><b>2 1. (未利用口座管理手数料)</b></p> <p>(1) この預金口座において<u>は</u>、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れ（当該口座の利息組入れを除く）、払戻し（未利用口座管理手数料の払戻しを除く）がない口座を未利用口座として、当組合が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p><u>なお、対象は令和3年1月4日以降に開設した口座としますが、令和6年4月1日以降は、開設日に関わりなく適用とします。</u></p> <p>(2) 以下省略</p> <p>※規定最終行に記載する日付 (令和5年4月3日)</p> |

※普通預金規定および貯蓄預金規定についても同様に改正いたします。